**平成２５年（フ）第９５４８号**
東京都墨田区八広５丁目10―１―1305
債務者　小守　繁男
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５４９号**
東京都墨田区八広５丁目10―１―1305
債務者　コモリ　エバンジェリン　ロスコ・小守エバンジェリンこと　コモリ　エヴァンジェリン　ロスコ
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５５０号**
東京都中野区本町２丁目38―26―106
債務者　三上　文江
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５５２号**
千葉県習志野市大久保３丁目７―20―415
債務者　加藤又二郎
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５５４号**
東京都大田区仲六郷３丁目６―４　第一大栄荘
債務者　長田　泰和
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５７１号**
東京都大田区仲六郷４丁目18―３　第一岐阜館30
債務者　斉藤　伸一
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５７２号**
東京都品川区北品川５丁目13―10　二條荘８号室
債務者　瀬谷　康正
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５８１号**
埼玉県草加市原町１丁目19―10―203
債務者　佐藤　真理（旧姓石谷）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５８２号**
千葉県柏市大井750―29
債務者　中村　由美
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５８３号**
東京都港区南青山１丁目３―17―1403
債務者　西本　浩之
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５９４号**
東京都足立区梅田１丁目19―９―203
債務者　佐藤　由香
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５９５号**
千葉県松戸市三矢小台４丁目14―10―201
債務者　冨田　一雄
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５９６号**
千葉県松戸市三矢小台４丁目14―10―201
債務者　冨田　春海
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９６０３号**
東京都北区神谷３丁目13―４―704
債務者　斉藤　洋一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９６１３号**
東京都足立区綾瀬１丁目６―３―305
債務者　武田　修享
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部